

## 令和7年4月1日「労働・社会保険関係法令の主な改正点」

## 育児・介護休業法関係

## ■子の看護休暇の見直し（子の看護等休暇）

対象となる子の範囲を「小学校就学の始期に達するまで」から「小学校第3学年修了まで」に拡大し、取得理由についても新たに感染症に伴う学級閉鎖や入園（入学）式、卒園式を追加。また、労使協定により除外できる労働者から「継続雇用期間6ヵ月未満」を撤廃する。こうした改正に伴い、名称は「子の看護等休暇」とする。

## ■所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大

請求が可能となる労働者の範囲を「3歳未満の子を養育する労働者」から「小学校就学前の子を養育する労働者」に拡大する。

## ■育児休業等の取得状況公表義務の適用拡大

男性の育児休業等の取得状況の公表義務の対象を「常時雇用する労働者数1,001人以上」の企業から「同301人以上」の企業に拡大する。

## ■育児・介護のためのテレワーク（努力義務）

3歳に満たない子を養育する労働者、または要介護状態にある対象家族を介護する労働者がテレワーク等を選択できるように措置を講ずることが事業主の努力義務とされる。

## ■短時間勤務制度の代替措置の選択肢拡大

3歳に満たない子を養育する労働者に、育児短時間勤務制度を講ずることが困難な場合の代替措置の選択肢の1つにテレワークを追加する。

## 雇用保険法関係

## ■雇用保険料率の見直し

法律上の育児休業等給付に係る料率（育児休業給付費充当徴収保険率）を1000分の5に引き上げる一方で、令和5年度の財政状況等を踏まえた変更（弾力条項）として1000分の4とする。

## ■高齢雇用継続給付の支給率の変更

支給率を最大15%から10%に変更する。

## ■出生後休業支援給付金の創設

子の出生直後の一定期間に両親ともに14日以上の子育て休業等を取った被保険者に対し、育児休業給付等の上乗せして支給する給付金を創設。

## ■育児時短就業給付金の創設

2歳未満の子を養育する被保険者が育児のために時短就業をした場合に、時短就業中に支払われた賃金の最大10%を支給する給付金を創設。

## ■育児休業給付金の延長申請の要件厳格化

育児休業給付の支給対象となる育児休業の延長（1歳以降）について、保育所等に入れなかったことを理由とする延長事由の要件を厳格化。速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認める場合に限るものとする。

## ■出生時育児休業給付金の支給申請期間見直し

出生時育児休業給付金の対象となる出生時育児休業（産後パパ育休）が、子の出生日等から8週間を経過するまでに終了した場合（28日取得または2回目終了）に、休業を終了した日の翌日から申請可能とする。

## 職業安定法関係

## ■紹介手数料に関する情報開示

職業紹介事業者に求める紹介手数料に関する情報開示事項に、職種ごとの平均手数料率の実績を追加する。

## 障害者雇用促進法関係

## ■除外率の引き下げ

障害者の就業が困難であると認められる業種に対する除外率を一律10ポイント引き下げる。

## 健康保険・厚生年金関係

## ■被保険者データを収録したCD提供の終了

日本年金機構による被保険者データを収録したCDの提供は令和7年3月末に終了。令和7年4月以降の被保険者データの受け取りは「オンライン事業所年金情報サービス」などの利用を推奨。

## ■在職者齢年金の支給停止調整額の見直し

名目賃金の変動によって改定され、令和7年度は前年度の50万円から51万円に引き上げる。

出典：【月刊社労士2025.03「令和7年度労働・社会保険関係法令の主な改正点」】を引用し編集